

羽幌町ふるさと納税返礼品新規商品開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い商品の需要低下等の影響を受ける本町のふるさと納税返礼品取扱事業者が実施する新商品の開発又は既存商品の改良事業(以下「補助対象事業」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、当該事業者の業務継続と将来的に地域を支えるふるさと納税の拡大を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付等については、羽幌町補助金等交付規則(平成11年羽幌町規則第7号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、羽幌町ふるさと納税返礼品取扱事業者(以下「事業者」という。)とし、令和2年4月1日以降に新たに参加する事業者を含むものとする。

(補助対象期間及び経費)

第4条 補助対象期間及び経費は、当該事業の補助金の交付決定の時期にかかわらず、町長が別に指定する期間に、前条に定める事業者が負担する補助対象経費のうち次に掲げる経費とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 研究費

(2) 機器導入費

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当と認められる経費

2 補助対象事業により開発された新商品及び既存商品の改良品(以下「対象商品」という。)が、羽幌町企業振興促進条例(平成26年羽幌町条例第2号)に規定する補助金の交付を受けていないこと。

3 対象商品が、羽幌町ふるさと納税の返礼品として登録されたものであり、継続して取り扱う商品であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費10万円以上の2分の1以内の額とし、1事業者25万円を限度とする。

2 前項の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 正当な理由なく、対象商品の取り扱いを廃止したとき。
- (2) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しを受ける事業者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、第6条の規定は、事業者が補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して5年間は、この訓令の失効後も、なおその効力を有する。